

平成24年度事業計画書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

23年度は東日本大震災が消費動向に及ぼす影響が注視されました。日本百貨店協会による百貨店売上高概況によれば、比較的堅調で復興需要も出ているなどと報告されており、陶磁器においても前年を上回る業績となった欧州輸入ブランドもあるようです。

陶磁器製飲食器では成熟した品種から脱し、新しい製品を狙う動きを当センターへの相談・申請から感じ取ることが出来、23年度の新規登録意匠は前年の70%余に止まるものの、新規開発に際しての先行意匠や権利関係の相談・調査依頼が例年以上に寄せられました。

全国陶磁器意匠保護協議会（以下、全国意匠）と検討して来た陶磁器業界の意匠保全登録制度の統合は、24年度より実施することとなり、今後は産地登録済みの製品についても当センターにて受け付け、審査・登録を行います。

当センターの登録保全事業は「創作の奨励」であり、創作を支える事業であることを念頭に、以下の事業を実施します。

1) 陶磁器のデザイン及び裏印の登録保全事業

食器・ノベルティ・タイルのデザインと裏印（商標）の保全及び模倣防止について以下の事業を行う。

(1) 食器、ノベルティ、タイルのデザインと裏印(商標)の登録保全事業

デザインと裏印(商標)を当センターに登録し、模倣防止を図ります。

(2) 全国陶磁器意匠保護協議会(以下、全国意匠と略)傘下の産地登録品の登録保全事業(新規)

産地登録済み製品の申請を受け付け、審査の上登録保全を行い、模倣防止を図ります。

(3) 登録した新規デザイン・裏印(商標)の公示

登録した新規デザイン及び裏印(商標)の公示は、「陶磁器意匠弘報」及び当センター・ホームページを通じ行います。前項のように産地登録済み製

品の審査・登録を実施するため、発行部数を増加して配布先を拡大し、登録品の周知徹底に努めます。

(4) 陶磁器・タイルの新規デザインの登録及び認定規定の改訂(新規)

全国意匠との意匠制度統合協議における両制度の登録規定の比較検討を基に、当センターの登録規定の改訂作業を行います。

(5) 下記の認定事業を行う

食器、ノベルティ、タイルのデザインの認定

新製品の開発・販売にあたって、他人の権利への抵触の有無を確認し、創作に資するとともに、無用の紛議の事前回避に努めます。

カタログの認定

事業者からのカタログ、パンフレット等を受け入れ、当センターの受付日付を押印することによって「公知日」とし、当該カタログ掲載製品と同一または類似のデザインの権利化の防止に役立てます。

(6) 陶磁器デザインの模倣防止対策

国内の模倣問題には、顧問弁理士・弁護士、及び各産地組合の協力を得て対応します。

海外の模倣問題には、接触可能な該当国の事業団体を通じて対処します。

不正競争防止法について、顧問弁理士・弁護士の協力を得て研究し、取り組みます。

意匠模倣防止について、当センターの実施した事例をHPに掲載し、模倣問題に関する認識を喚起します。(新規)

2) 陶磁器デザインのデータベース化の検討

当センター登録(期限切れ含む)十数万件(食器・ノベルティ・タイル)の、デザインを中心としたデータベース化について前年度から検討を始めました。データベースとリンクした登録システムの構築や外注の方法などについて、種々の意見が出ました。更に詳細にシス

テムの検討を進め、外部利用者にとっても活用できるデータベースの提案を行います。

3) 陶磁器のデザイン及び裏印に関する資料や情報等の収集及び提供

(a) 陶磁器のデザインや裏印に関する情報の提供

保有する意匠登録及び意匠認証の各資料、裏印資料(昭和初期、戦争直後、裏印認証)をもとに、陶磁器愛好家からの問合せに対応します。

(b) 陶磁器デザイン・陶磁器関係専門書の一般公開(新規)

創設以来、参考図書として収集した内外のデザイン図書、陶磁器関係専門書2千冊について、蔵書リストをHPにて公開し、希望者に対して、定期的に閲覧に供します。現在、蔵書リストの作成中です。

4) 「陶磁器のデザインに関するセミナー」の検討

前年度は「陶磁器意匠と生活文化に関するフォーラム事業」として検討を始めましたが、陶磁器のデザインの持つ文化的な豊かさを念頭に、標記の様にまとめ直しました。

デザイン開発者やその人材育成、陶磁器ファン層の拡大に貢献できるようなセミナーを企画して、芸術系・デザイン系の専門家に依頼すべく準備を進めます。

5) 公益財団法人への移行申請

公益財団法人への移行認定に向け、準備を進めているところであり、まだいくつかの課題が残されています。早急にそれらに取り組み、早期の申請を目指します。

(以上)